飯塚市消費生活センター

(平日8時30分~17時)

22.0857

産業振興課

商工統計係

265·1106

お気軽にご相談ください。

消費生活センターで専門相談員が対応しますので、

なお、消費生活に関する相談は、今後も飯塚市

児童手当を継続受給するためには 現況届の提出が必要です

ります。対象世帯には5月下旬に郵送でご案内します。 現況届の提出がない場合には、 継続して受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があ 6月1日現在、 桂川町で児童手当を受給している人が、 6月以降

なりますので、ご注意ください。 6月以降の児童手当が支給できなく

児童手当について

【手当の支給額】(児童一人当たりの月額)

| 対 象 | | 支給額 |
|---------------|---------|---------|
| O歳~3歳未満 | | 15,000円 |
| 3歳~ 小学校修了前 | 第1子·第2子 | 10,000円 |
| | 第3子以降 | 15,000円 |
| 中学生 | | 10,000円 |
| | | |

※受給者の前年分(1月~5月分までの手当 については前々年分) の所得が所得制限限 度額を超えている場合、支給額は児童の年 齢にかかわらず、児童一人につき月額 5,000 円が支給されます。

【手当の支給月】

- 6 月 (2月~5月分)
- ○10月(6月~9月分)
- 2 月 (10月~1月分)

お知らせ

消費生活相談窓口について

費生活相談窓口は、

平成25年4月から毎月第2火曜日に、桂川町役場で行っていた消

利用者が少ないため、5月から廃止します。

5月から廃止となります

お知らせ

災害に強いまちづくり

建設事業課 管理鉱害係

今年度より木

造戸建住宅の耐震改修工事費の一部を補助する制度を実施します。 木造戸建住宅の耐震改修工事の補助を実施します 対象住宅 対象者】 桂川町では、災害に強いまちづくりの実現のため、

町税などを滞納していない住宅の所有者

〇昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した町内の木造戸 建住宅 (在来軸組構法、 伝統的構法、枠組み壁工法によるもの

【補助金額】耐震改修工事費用の23% (上限30万円

○建築基準法および関係法令の規定に違反していないもの ○耐震診断を受けた結果、上部構造評点が1・○未満であるもの

【受付期間】平成27年3月31日まで

※受付期間終了間際に申請した場合は、 があります。 翌年度の受付になること

※申請は、 予算の範囲内で先着順になります。

(その他) 申請は工事の契約や着工前に行ってください。 申請する前に耐震診断を受ける必要があります。

問合先

提出・問合先

住民課 住民年金係

265·3301

建設事業課 管理鉱害係

☎65·3330